

平成21年第4回更別村議会定例会会議録

平成21年12月10日

平成21年第4回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表1のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表2のとおりである。
3. 会議事件は別表3のとおりである。
4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものは別表4のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回更別村議会定例会を開会いたします。</p> <p>(10時00分)</p>
議 長	<p>村長より招集の挨拶があります。</p>
村 長	<p>岡出村長</p> <p>本日ここに、平成21年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本年は何と申しましても、政権が交代し、政策転換による新しい国づくりが始まったところであります。</p> <p>時間的なこともあり、新政権の新年度予算づくりが遅れ、情報も少ないところがございますが、村として情報の収集に努め、新年度の予算編成に生かしてまいりたいと思っております。</p> <p>村内的には本年、近年にない異常な悪天候になったわけですが、農業者をはじめ、関係者の懸命な努力によって被害が最小限に食い止められたものであります。農業者をはじめ、関係機関のご尽力に心から敬意を申し上げます。</p> <p>村づくりの面におきましては、昨年度に引き続く国の緊急経済対策を活用し、近年にない予算をもって各種事業を積極的に推進させていただいておりますが、おかげ様をもちまして、事業も順調であり、議会をはじめ村民の皆さんのご協力に深く感謝を申し上げます。</p> <p>更に長年の課題でありました十勝モーターパーク問題につきましては、ご承知のとおり会社整理の上、出直し存続となりました。</p> <p>またニチロ十勝食品におかれましては、グループ再編により平成22年4月に本社であるマルハニチロ北日本となることが決定となったところであります。</p> <p>村の活性化が期待されるものでありまして、より一層連携を深めて</p>

村づくり推進いたしたいと思っております。

今定例会におきましては、条例等に関するもの4件、動産の買入に関するもの3件、各会計の補正予算関係6件をご提案申し上げご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

議長 村長の挨拶が終わりました。
ただちに本日の会議を開きます。

(10時03分)

議長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番高橋さん、3番菊地さんを指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

堂場議会運営委員長

議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第4回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、去る12月3日午前10時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月18日までの9日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりといたしました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を

を求めます。

松橋産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

議 長
議 長

(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。

岡出村長

村 長

それでは、一般行政報告について口頭説明をさせていただくものであります。

まず1番目の十勝モーターパーク株式会社第1回債権者集会についてでございます。

平成21年12月3日、午後2時から集会が開催されまして、場所は記載のとおりでございますが、別紙のとおり破産管財人であります松浦弁護士より報告されたものでございます。

これについて補足をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、別紙1であります。

第1の破産者の概要及び破産に至る経過といたしましては、1ページから3ページ中段まで、1から6にまとめて報告されたところでございます。これにつきましては、お目通しを願うものでございます。

第2、破産原因、3ページでございますが、1つといたしまして、破産者が破産した原因は、事業計画立案の甘さに尽きるということとまとめてございます。これにつきましては、(1)から(3)にまとめて報告をされたものでございまして、内容的にはお目通しを願うものでございます。4ページにまいりまして、中段以降に2、3と記載がございます。2といたしましては、要約いたしますと、サーキット施設が完成し、グランドオープンした時点から破産状態に陥っていたということとあります。3では、要約いたしますと、一貫した責任ある経営方針が貫かれなかったということが一因であると報告されたところでございます。

5ページにまいりまして、第3、債権者でございます。1といたしまして、財団債権として下記交付要求があるということでございまして、村の関係におきましては(1)の河西郡更別村から固定資産税30,236,193円及び延滞金、この30,236,193円につきましては、平成20年度と21年度の固定資産税にかかる分でございます。(2)といたしまして、河西郡更別村から法人住民税128千円及び延滞金とございますが、これにつきましては、平成21年度分にかかるものでございます。村以外の財団債権といたしましては、(3)、(4)、(5)と記載のとおりでございます。2といたしまして、一般破産債権として、破産申立書によると、497名に対し合計9,797,021,836円の債務を負担しているということでございます。

第4の破産財団の現状でございますが、現在までに破産財団の換金業務は概ね終了している。その収支の状況につきましては、下記の表の

とおりでであるということをございまして、現時点では差引残高が23,458,534円ということになっているということでありまして、この23,458,534円のうち、村の固定資産税滞納分がどれだけ村の方に収納されるかということになってまいります。

なお、インターランド株式会社に対する未収入金、252,484,622円につきましては回収の見込みがないことから債権を放棄するというところをございまして。

第5の今後の予定でございますが、残余の手続きを済ませ、早期に破産事件を終結させる予定であるということをございまして、これにつきましては、次回、第2回の債権者集会在年明け、2月4日、午後2時半から開催すると裁判官から告げられたところをございまして。

本件を含めまして十勝モーターパーク問題の経過等につきましては、去る12月7日の行政区長会議にも概要説明を行っているところをございまして、また年明け、各行政区懇談会を行う予定をしておりますが、その折にも住民に説明をいたしたいと思っております。

なお、他ににつきましては、お目通しを願うものであります。

一般行政報告の2につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、口頭説明とさせていただきます。

議 長

これで、村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

なお口頭で補足説明が求められておりますので、発言を許します。

阿部教育長

教 育 長

教育行政報告の補足説明を申し上げます。

1番目の平成20年度更別村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてでございますが、昨年の4月1日に改正されました地方教育行政の組織と運営に関する法律によりまして、昨年度から点検・評価報告書を作成し、議会への提出並びに公表が義務付けられましたことに伴いまして、教育委員会といたしまして、平成20年度の活動状況等について点検・評価を行い、報告書にまとめましたので、今議会に提出するものでございます。

報告書の内容につきましては、別紙でお付けをしております。

説明を省略させていただきます。ご覧いただきたいと存じます。

次に2番目以降、4番目までにつきましては、村内の小学生及び中学生がスポーツの分野におきまして、北海道大会等に出場、もしくは出場して活躍された内容についてのご報告をさせていただきます。

5番目につきましては、中学校のソフトテニス、北海道大会団体対抗の出場予定であります。12月18日、札幌市のつどーむという大会

会場でございます。詳しい内容の説明は省略をさせていただきます。
6 番目でございます。

北海道更別農業高等学校校舎等の早期改築整備の要望についてでございますが、9 月の定例会の折には、改築整備の要望書とお寄せいただきました 5,031 筆の署名を北海道教育委員会に出向いて提出した旨の報告をさせていただきますが、今般、先の提出後に寄せられました 944 筆の署名と要望書を先月 11 月 11 日に十勝教育局長宛に持参、提出し、要望を申し上げたということのご報告をさせていただきます。

補足説明につきましては以上でございます。

議 長

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第 7、議案第 71 号、更別村村民栄誉賞条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 71 号、更別村村民栄誉賞条例制定の件でございます。

更別村村民栄誉賞条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、文化やスポーツ等の分野において、広く、輝かしい活躍と功績を顕彰し、その栄誉をたたえるため、この条例を制定しようとするものでございます。

少し説明を加えますと、更別村におきましては、更別村名誉村民に関する条例及び更別村功労者表彰条例、また教育委員会所管の文化・スポーツ賞等規則に基づく表彰、顕彰の制度はございますが、国、道並びに他の市町村に見られる栄誉賞の制度はありませんので、これまで制度化すべきとの声もいただいていたところでございます。

今般、制度化を図って、例えばオリンピックに出場し、優秀な成績を挙げた者、伝統ある文化賞・芸術賞を受賞し、広く活躍の者、科学技術上、広く認められる発明をされた者を顕彰し、栄誉を称えとともに青少年に夢と希望を与えようとするものでございます。

条例内容でございますが、更別村村民栄誉賞条例、目的でございますが、第 1 条、この条例は、文化やスポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、郷土の誇りとなる功績を挙げ、村民に明るい希望と活力を与え、広く村民から敬愛される個人又は団体に対し顕彰し、その栄誉をたたえることを目的とするということであります。

資格要件であります。第 2 条、村長は更別村に居住し、もしくは居住していた個人又は更別村にゆかりの深い個人もしくは団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、更別村村民栄誉賞を贈ることができるということでございます。

(1)文化、芸能の振興に著しく貢献し、又はスポーツの分野において輝かしい活躍をし、郷土の誇りとなる業績を挙げた者、(2)科学技術

上の優れた発明、研究等を行い、社会、経済文化等の発展に著しく貢献し、郷土の誇りとなる業績を挙げた者、(3)その他、その業績が前各号に掲げるものと同等と認められる者としてございます。

選考及び決定でございますが、第3条、前項に規定する村民栄誉賞は、規則で定める選考委員会の審査を経て、村長が決定するとしてございます。

表彰の方法、第4条、表彰は、次の各号により村民栄誉賞等を授与して行う。(1)村民栄誉賞は顕彰状及び盾等とする。(2)予算の範囲内で、村長が定める一時金を支給することができるということにしてございます。

表彰の時期、第5条、表彰は、随時行うものとする。

委任、第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということとしてございます。

なお規則の案につきましては、資料を提出してございますが、1ページに案をお示ししているところでございます。これにつきましては、ご参照いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということにしてございます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから議案第57号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番本多議員 議長、動議。

議長 7番 本多さん

7番本多議員 ただいま議題となっております、議案第71号、更別村村民栄誉賞条例制定の件につきましては、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう、動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

議長 ただいま、7番本多さんから、所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第71号、更別村村民栄誉賞条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、議案第 71 号、更別村村民栄誉賞条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議 長 日程第 8、議案第 72 号、更別村営牧場置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第 72 号、更別村営牧場置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
更別村営牧場置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
理由といたしましては、更別村営牧場の管理及び使用において、子馬の利用等について規定するため、この条例を制定しようとするものであります。
従来、子馬につきましては、雌馬、牝馬と一体との考えで使用料を定めてまいったわけではありますが、管理上の面、及び他町村の状況から子馬の使用料を設定するものでございます。
次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。
資料に基づき内容を説明させていただきます。
資料の 2 ページをご覧くださいと存じます。
改正条例の新旧対照表でございますが、現行と改正後と分けてございますが、アンダーラインを引いたところが改正部分でございます。これまで子馬の規定はございませんでしたけれども、今般、アンダーラインのとおり雌馬及び雌馬の子馬を加えさせていただくということであり、使用料につきましては、第 5 条で当歳馬 90 円とさせていただきます。
この条例につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から施行するということにさせていただきますと思います。
以上、提案説明とさせていただきます。
ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。

これから議案第72号、更別村営牧場置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号、更別村民交通傷害保障条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第73号、更別村民交通傷害保障条例を廃止する条例制定の件でございます。

更別村民交通傷害保障条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、この条例は交通事故による傷害を受けた者の救済措置として全国的な取組みとして制定されましたが、加入者の減少等による保険会社の撤退と今日の民間による保険制度の充実等で公的には所期の目的を達成できたものと判断し、この条例を廃止しようとするものでございます。

少し説明を加えますと、本条例に関しましては、全国的なものでございまして、状況としては全国の市町村において、本年度をもって廃止の方向ということでございます。

更別村における平成17年度からの5か年間の加入状況でございますが、5年間の平均の加入者数は年平均141名となっております。平均の掛金は年間総額でございますが、111,000円となっております。支払いの保険金の実績でございますが、この5年間は0円ということになっております。

次のページが廃止条例の本文でございますが、更別村民交通傷害保障条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行することにしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

6番 松橋さん

6番松橋議員

今説明を受けますと随分加入されている方が少ないですし、全国的に保険会社が運営出来ないということで撤退だと理解はしたいのですが、それでも、それで最初に名前だけは知っておりましたが、運用も知りませんでしたし、過去に払われた経過も知りませんでした。弱者のための例えば子供達とかお年寄りとか、そういうものに対して、次の考えが村の考えがない中、全国的に廃止しますから更別村もそれに同

調しますという考えは若干納得できないのですけれども、そういうことは全国の町村的にも、更別村独自としてもこういう事は考えないということですか。

議 長
村 長

岡出村長

ただ今、提案説明の中で申し上げましたけれども、極めて保険に加入する者、また、支払い状況も少ないわけでありまして、その中で村として独自の制度を設けてやるということは大変困難な面がございます。各町村もこれにつきましては、地元の保険で引き受けてくれるかどうか模索をしたところもございまして、この掛金では当然、保険会社もやっていけないということでありまして、また村で独自にこういうことをするというにつきましては、やはり自主自立の面から申し上げても、また自ら自分を守るという見地から考えましても非常に難しい面があると思っております。村として独自に取り組むという考えは持っていないところであります。なお、それぞれ子供達の問題については各種制度がありますので、そちらの方で対応してまいりたいと思っております。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

例えば通学児童を守る保険とか、車に乗られないお年寄り達はどういうことで守られているのですか。

議 長
村 長

岡出村長

色々な行事、村の公共施設での保障、通学児童に関しましては教育委員会から答弁をお願い申し上げますけれども、これらにつきましては、村の総合補償制度というものがございまして、そちらの方で補償することにしてございます。

議 長
教 育 長

阿部教育長

今、村長からご説明の他に学校通学等の際の交通事故等につきましては、日本スポーツ振興センターに村内の小中学生全員が加盟しております。それに伴いまして通学途中での交通事故、ケガ等については、そちらの方から補てんされる形になっております。村の方からも日本スポーツ振興センターに対する掛金をお支払いしているところでございます。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

子供達は守られている。お年寄りはどういうことで守られていますか。例えば車に乗って家族と乗るような人は車に同乗者で各自保険も入っているでしょうし、更別村のお年寄り全員が車に乗って家族と歩いていると僕は思えないのですけれども、その辺はどうなのですか。

議 長
村 長

岡出村長

村に関する行事だとか、そういうものに関しましては、村の総合補償制度というものがございまして、そこの保険に加入してございまして、もしものことにつきましては、そちらの方で補償するということになってございます。その他、本当に一般的な個人的なものにつきましては、この制定当時は非常に車社会への移行期でものすごい事故の発

生があった時代でありますので、まだ保険制度も確立されていないということから、これが始まったわけでありまして、現在のように強制保険、任意保険が充実した社会の中では、これがもう役目を終えたものと私どもは判断をしているところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第73号、更別村民交通傷害保障条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第74号、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第74号、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件でございます。
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減するものであります。
1つといたしまして、組合を脱退する市町村につきましては、上湧別町、湧別町でございます。
2といたしまして組合に加入する市町村、湧別町。
3、脱退及び加入する日、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とするということでありまして、理由といたしましては、平成21年10月5日から、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を廃し、その区域をもって同郡湧別町が設置されたことに伴い、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を増減するため議会の議決を求めるものでございます。
上湧別町と湧別町が合併したことに伴う措置でございます。
以上、提案説明といたします。
ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべて討論を終わります。
これから議案第74号、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、議案第75号、動産の買入の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第75号、動産の買入の件でございます。
次のとおり動産を買入するものであります。
1 といたしまして、買入の目的、更別小学校 ICT 整備事業動産買入のため、2、買入の方法及び時期でございますが、指名競争入札による落札、平成22年3月26日までに取得ということにしております。3、動産の品名及び数量でございますが、別紙のとおりとっております。4、契約金額、金17,482,500円、5、契約の相手方、標津郡中標津町北町2丁目22番地、中央コンピューターサービス株式会社、代表取締役、千葉信之でございます。
理由といたしましては、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
資料を提出してございます。
資料の3ページをお願い申し上げます。
今般の動産買入に関する資料でございます。
入札の日時でございますが、平成21年12月3日、午前9時から行っております。2番目の指名業者でございますが、記載の7社とっております。3番目の仕様内容につきましては、別紙のとおりでございます。納入期限につきましては、契約締結の日から平成22年3月26日までとしたものでございます。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 75 号、動産の買入の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第 12、議案第 76 号、動産の買入の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p>岡出村長</p> <p>議案第 76 号、動産の買入の件でございます。</p> <p>次のとおり動産を買入するものでございます。</p> <p>1、買入の目的、上更別小学校 ICT 整備事業動産買入のため、2 とい たしまして買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成 22 年 3 月 26 日までに取得ということにしております。3、動産の品名 及び数量は別紙のとおりであります。4、契約金額、金 9,733,500 円で ございます。5、契約の相手方、標津郡中標津町北町 2 丁目 22 番地、 中央コンピューターサービス株式会社、代表取締役、千葉信之でござ います。</p> <p>理由は、第75号と同じでございますので省略をさせていただきます。 本件につきましても資料を提出しております。 資料は 6 ページからでございます。内容は仕様内容以外、第 75 号と全く同じでございますので、ご参照いただきたいと思います。 ご審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 76 号、動産の買入の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第 13、議案第 77 号、動産の買入の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p>岡出村長</p> <p>議案第 77 号、動産の買入の件であります。</p>

時通報システムの整備費の追加、更には政権交代による政策見直しによる子育て応援手当の廃止に伴う減額補正、事務事業の執行残等の補正、これまで財源確定見込による長期債の繰上償還措置等、後年次負担軽減のための財政調整等の補正をするものでございます。

なお、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

江本副村長

副 村 長 (平成21年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件について、補足説明を行った。)

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 堂場さん

4番堂場議員 支出で憩の家新築に伴うことなのですが、数字がちょっと大きいなと、19,000千円もかからなかったから、ただ良かったのかなというようなことでは、ちょっと疑問に思うので説明をしていただきたいのですが、総額の約1割以上も余った、かからなかったということについてはどういうことなのか、何か問題があったのか、それともそれだけ安くなればちょっと不安なところもあるのかなというような村民も不満に思うような件も出てくるので、ちょっと数字が大きすぎるので、もうちょっと中身の説明をいただきたいと思います。

江本副村長

議 長 これにつきましては、入札の執行残ということで、指名競争入札の結果、大幅に下がったということございまして、予定価格につきましては、それぞれ道単価の積算に基づいて積算しております。その中で大きく今回は落札率が高いということで金額も大きくなったということでございます。

4番 堂場さん

議 長 今の説明で総額で言われるとわからないから、どこでどうなのか。というのは、入札で総額これになりましたと言っても、何で入札の差がそんなに出るのかということにもなる。かからなかったということは、ただ単に良かったということにはならないと思うのです。数字がちょっと大きいもので、もうちょっとわかりやすく説明していただきたい。

佐藤建設水道課長

議 長 設計、積算におきましては、当初、前年度単価等、高い単価等で積算して予算を組んだ経緯がございます。その後、発注におきまして、鉄鋼等、コンクリート等の単価等も大幅に下がってきていることから、精査設計によりまして11,000千円程下がりました。そして入札執行残におきましては、8,300千円程出ております。合計で19,000千円が執行残となったような状況でございます。

6番 松橋さん

議 長 今回の緊急雇用対策で道から5,086千円人件費として、人を雇いな

議 長
総務課長

さいと入っていますが、これはこの額が素直に使われた方にストレートに支払われたと考えてよろしいですか。

若園総務課長

緊急雇用対策につきましては、全額充当しております。9月の時に補正をさせていただいて、当初、林務関係の臨時的分だとかを見ていたものを、それに充当したり、新たに事務の整理等を含めた緊急雇用ということで3名の臨時の職員を採用してこの金額となっております。

議 長
6番松橋議員

6番 松橋さん

今のことはわかります。

それと衆議院の選挙がありまして、1,482千円程度減額ということで、これはちょっと理解に苦しむのですが、どうしてそんなに人件費等で下がるのですか。これは選挙というのは決まったものとは違うのですか。

議 長
総務課長

若園総務課長

選挙費については、今年度は両立てで事務の改善をしてきております。期日前投票等については職員の超勤で処理することも考えておりましたが、業務多忙ということもありまして、一般の方に立会人等の業務をしていただくというようなことで調整していたものがあって、差し引きとしてこの金額が出たということの状況です。大まかには基本的にそういう考え方の中で執行残が出ております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第78号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第15、議案第79号、平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第79号、平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件でございます。

平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,078

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 511,471 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,959 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 382,594 千円とするものでございます。第 2 項以降につきましては、お目通しを願うものであります。

まず事業勘定の歳出から説明を申し上げます。

9 ページをお願い申し上げます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 2 退職被保険者等療養給付費、1,200 千円の追加でございます。これにつきましては、3 月から 9 月までの実績が 23% 昨年より伸びてございます。また今後の給付を推計いたしますと 1,200 千円の追加が必要ということで、今般追加をさせていただくものでございます。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金、2,878 千円の追加であります。医療費の拠出金につきましては、過去 3 年間の実績に基づきまして予算化をしておりますが、共同事業交付金が今年度マイナス交付となったことから 2,878 千円追加をさせていただくものであります。

次に歳入でございますが、8 ページをお願い申し上げます。

款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金につきましては、231 千円の追加であります。現年度分でございます。

款 9 繰入金につきましては、3,847 千円の追加であります。内訳といたしましては、項 1 他会計繰入金、1,947 千円の追加、目 1 一般会計繰入金につきましては 1,947 千円、1 に保険基盤安定繰入金、2,509 千円の追加であります。これにつきましては保険基盤安定繰入金保険税軽減分として 1,913 千円を追加するものでありまして、これは道負担分が 1,435 千円、村負担分が 478 千円となっております。実績に応じて、ルールに従って追加をするものでございます。次に保険基盤安定繰入金保険者支援分でございますが、これにつきましては 596 千円、これにつきましては国が 2 分の 1、道、村がそれぞれ 4 分の 1 を負担するということになってございます。3 の財政安定化支援事業繰入金につきましては 562 千円の減でございます。財政安定化支援事業分として 562 千円の減、これは交付税措置分について減額をするものであります。項 2 基金繰入金につきましては 1,900 千円の追加、これは財政調整基金繰入金で 1,900 千円を追加いたしまして、それぞれ歳入歳出のバランスを調整したものでございます。

次に診療施設勘定の歳出に入りまして、14 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、792 千円の減でございます。内容といたしましては、2 の給与で 563 千円の減、3 の職員手当等で 1,235 千円の減、4 の共済費では 1,013 千円の追加となっております。これにつきましては説明を省略させていただきます。

7の賃金でございますが、21千円の追加でございます。今年は新型インフルエンザ等の対応で臨時職員の時間外が増えてございますので、21千円追加させていただくものであります。11の需用費54千円の追加でございます。これにつきましては消火器の詰替費が不足いたしましたので追加をさせていただくものであります。19の負担金補助及び交付金、82千円の減でございます。これにつきましては、医療事務職員の賃金をそれぞれ調整させていただいて82千円の減となったものであります。

次に款2医業費、項1医業費、4,751千円の追加であります。内訳といたしまして、目1医療用消耗器材費、646千円の追加であります。これにつきましては、医療用消耗品費で646千円となっておりますが、感染症対策の消耗品として追加をさせていただくものであります。

目2医薬品衛生材料費、4,105千円の追加でありまして、11の需用費、4,105千円、これにつきましては、医薬品におきまして2,296千円、新型インフルエンザワクチンで1,809千円の追加となっております。目5医療用機械器具費につきましては補正額は発生しませんけれども、財源振替をさせていただくものであります。これは地方債の減額に伴うものでございます。

歳入でございますが、12ページをお願い申し上げます。

款1診療収入で8,444千円を追加するものであります。項2外来収入、3,437千円の追加、目1国民健康保険診療報酬収入で965千円の追加、目2社会保険診療報酬収入で1,355千円の追加、目4介護報酬収入で466千円の追加、目5一部負担金収入で651千円の追加、それぞれ今年は新型インフルエンザ患者の急増ということで特に外来の収入が伸びてございますので、今般追加をさせていただくものであります。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入、5,007千円の追加であります。これにつきましては、新型インフルエンザの予防接種診断料となっております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては収入が伸びているということで、一般会計からの財源補てん分の繰入金につきましては、4,657千円を減額するというものであります。

次ページ、款6諸収入、項1雑入、目1雑入、472千円の追加でございますが、自費衛生材料等収入であります。

款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては300千円の減ということであります。今年、除細動器、分包器を購入させていただきましたが、それぞれ残が出ておりますので300千円の借入金を減額するものであります。

次に地方債の補正であります。5ページをお願い申し上げます。

過疎対策事業債、当初、4,100千円を見込んでございましたが、補正で3,800千円、300千円減とさせていただくものでございます。

次に16ページをお願い申し上げます。

16ページからは給与費の明細書でございます。

議 長

これにつきましては、お目通しを願いたいと存じます。
以上、説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第79号、平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第16、議案第80号、平成21年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第80号、平成21年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件でございます。

平成21年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,690千円とするものであります。以下、お目通しを願うものであります。

歳出の6ページをお願い申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、それぞれ568千円の追加でございます。広域連合の納付金につきまして、これは確定による追加でございます。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、568千円の追加となっております。

保険基盤安定繰入金といたしまして568千円、これはルールにしたがって道が4分の3、426千円、村が4分の1、142千円、それぞれ追加をするものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 これから議案第 80 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業特別
 会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 昼食のため、暫時休憩いたします。(11 時 50 分)
 休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

議 長 日程第 17、議案第 81 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計
 補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村 長 議案第 81 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第
 2 号)の件でございます。
 平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は次に
 定めるところによるものでございます。
 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,820
 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 308,891 千円
 とするものであります。以下、お目通しを願います。
 歳出 7 ページをお開き願いたいと存じます。
 款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サー
 ビス等諸費、それぞれ 1,820 千円の追加であります。居宅介護予防サ
 ービス給付金 1,820 千円の追加でございまして、特に通所介護、要支
 援 1、2 にかかる給付費が前年度から比較いたしまして、29%の伸びを
 示してございます。これから今後の給付を推計いたしまして、今般
 1,820 千円を追加するものでございます。
 続いて歳入、5 ページをお願い申し上げます。
 款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料でござ
 いますが、365 千円を追加するものでございます。
 款 3 国庫支出金につきましては、455 千円の追加であります。項 1
 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、それぞれ 364 千円の追加であり
 ます。ルールに従いまして、今般追加の 1,820 千円の 20%相当を収入
 として見込むものでございます。項 2 補助金、目 1 調整交付金、91 千
 円の追加でありまして、これにつきましては 5%分を見込むものでござ
 います。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては546千円を追加するものであります。2号被保険者、社保にかかる分でございますけれども、これにつきましては30%分、546千円を見込むものでございます。

款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、227千円の追加であります。これにつきましてはルールに基づきまして12.5%分をここで見込むものであります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、227千円、これにつきましては、村からの繰出金として道と同じく12.5%分を見込むものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第81号、平成21年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、議案第82号、平成21年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第82号、平成21年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

平成21年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,107千円とするものであります。以下、お目通しを願ひます。

歳出7ページをお願い申し上げます。

款1水道経営費、項1水道経営費、目1水道管理費、625千円の減額であります。内訳といたしましては、2の給料で4千円の減額、3の職員手当等につきまして349千円の減額、4の共済費につきましては171千円の

増でございます。これにつきましては説明を省略いたします。15の工事請負費で168千円の減でございます。これにつきましては説明欄の上段にもございますが、水道メーター取替工事費で63千円減となっております。これにつきましては執行残でございます。それから下段の方でございますが、工事請負費の仕切弁取替工事費105千円を減ずるものであります。執行残でございます。それから19の負担金補助及び交付金であります。275千円の減額であります。これにつきましては下段にありますように簡易水道施設整備負担金といたしまして、南札内浄水場計装機械設備工事の負担金につきましては、実績で645千円の予算に対しまして370千円の実績となりましたことから275千円を減額するものでございます。

続きまして歳入6ページをお願い申し上げます。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、12千円の追加でございます。これは財源補てん分でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、37千円の減額であります。これは前年度繰越金でございます。

款6村債、項1村債、目1簡易水道事業債、これにつきましては300千円を減額するものであります。南札内浄水場改築に伴う負担金確定によりまして、その確定数字が370千円と少額の負担金となりましたことから、地方債を借りないということで300千円を減ずるものであります。目2過疎対策事業債、これにつきましても300千円を減でございます。同じ理由でございます。

次に3ページをお願い申し上げます。

3ページは地方債の補正でございます。補正前は簡易水道事業債として300千円見込んでございましたが、今般、負担金の減によりまして少額となるために、今年は借りないということで0円といたした次第でございます。

8ページからは給与費の明細書であります。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第82号、平成21年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

議 長
議 長
村 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 83 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第83号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件でございます。

平成21年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,824千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,170千円とするものであります。以下、お目通しを願います。

歳出8ページをお開き願いたいと思います。

款1総務費、項2施設管理費、目3個別排水施設管理費、2,007千円を減額するものでございます。内訳といたしましては、12の役務費で118千円の減額、これにつきましては浄化槽の法定点検検査手数料、当初、今年は22基の建設を予定して、それに伴う手数料を見込んでございましたけれども、現在のところ7基に終わってございまして、今後の予定を2基と見ましても13基の減となるわけでありまして、これらから118千円を減額するものでございます。13の委託料につきましては、1,889千円を減額するものでございます。ただ今申し上げました基数の減と合わせて入札執行残によるものでございます。

款2事業費、33,817千円の減であります。項1下水道整備費といたしましては4,654千円、目1下水道建設費につきましても同額を減ずるものであります。内訳といたしましては、2の給料、3千円の減、3の職員手当等、157千円の減、4の共済費につきましては103千円の追加であります。これにつきましては説明を省略させていただきます。13の委託料につきましては85千円の減でございまして、これにつきましては下水道事業実施設計委託料執行残でございまして、今年度は高校とJAさらべつの施設の2丁目線の下水道工事を行ってございまして、これに伴う委託料の減でございまして、15の工事費につきましては、4,512千円の減でございまして、ただ今申し上げました工事にかかる執行残でございまして、

項3個別排水処理施設整備費、目1個別排水処理施設整備費につきましては、大きく29,163千円の減でございまして、9の旅費といたしましては39千円の減、13の委託料につきましては1,398千円の減、15の工事請負費につきましては27,726千円の減となるものでございます。先程も申し上げましたけれども、今年度は22基見てございまして、現在まで7基の整備でございまして、今後の見込みとして2基を見まして

も13基を減ずるものでございまして、合わせて執行残による減となっているものであります。個別排水処理施設の整備に関しましては20年度末までに116基を整備いたしまして今年7基を整備してございますので123基が整備となったところでございます。この整備計画につきましては、23年度までに215基を整備する計画でございましたけれども、これらによりまして現在まで57.2%の整備となっているところでございます。整備が進まないということから23年度までの制度でございませけれども、これにつきましては過疎対策債を借り入れて整備しているものでございますが、過疎地域の指定のこともありますけれども、制度を延長して整備をしてみらなければならないと思っているところでございます。

続きまして、歳入6ページをお願い申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業国庫補助金、2,300千円の減でございまして、下水道事業整備に係る実績による減でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、10,868千円の減となるものでございます。これにつきましては、整備にかかるものが減少してございますので、財源補てん分として減ずるものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては56千円の減でございまして、前年度繰越金実績によるものであります。

款8村債、項1村債、22,600千円の減、7ページの目1下水道事業債、14,300千円の減、これにつきましては、特定環境保全下水道事業にかかるものとして7,100千円の減でございます。

続いて3ページ、地方債の補正でございます。当初、下水道事業債として26,000千円みてございましたが、14,300千円減の11,700千円とさせていただくものであります。過疎対策事業債につきましては、15,800千円みてございましたが、8,300千円減の7,500千円に変更させていただくものであります。計といたしまして、補正前は41,800千円、22,600千円を減じて補正後では19,200千円とするものでございます。

10ページからは給与費の明細書でございます。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1番 赤津さん

1番赤津議員

個別排水について聞くのですが、達成率が50%ちょっとということですが、原因は何ですか。やはりこの金額というのはそれなりに大きい金額ですから、毎年これは指摘事項の分野です。ですから、今後新年度の予算を含めて検討していただきたい。1基をこれで逆算すると4,000千円位かかるということだから、その辺の原因究明で現状維持

でいくのか。23年度はもういくらやってもこんなものだというのであれば、新年度でぐっとおさえなければならぬかと思いますが、その辺の考え方についてお聞きします。

議 長
村 長

岡出村長

これは、住宅を新築される場合は、必ずしていただけるのです。ですけれども、比較的高齢者の方だとか、まだ後継者が決まっていないう方、そういうところは依然として取り組んでいただけない面があるわけです。この個別浄化槽の設置の普及につきましては、毎年、各地区懇談会等でも是非お願いするというところでお願いしてきたところでございますけれども、特に今年は住宅着工戸数が減ってございまして、それによって少ないわけでございます。詳しい分析は大まかには後継者のまだ決まっていないう方、高齢の世帯の方が依然として設置をしていただけないという現状にございまして、これにつきましては更別村における環境対策の推進ということもございまして、これからも粘り強く普及に努めていかなければならないと思っておりますし、また先程もお話させていただきましたけれども少し期間を延長してでも普及に努めてまいりたいと思っております。いずれにしても毎年大きな波がありますので、もう57%ですけれども、なるべくこのパーセントを上げるように努力してまいりたいと思っております。

議 長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

いずれにしても期間を延ばしてこの数字をもう少し圧縮して期間を延ばすとか、そういうことにしないと減額ばかりでこの金額は大きすぎるので、それを加味して、今年だけでも5割になっていないのですから、そんな予算の立て方というはある面では新年度予算から考える余地はあるなと思っておりますので、是非その辺も再度、再検討してみてもやっていただきたいと思っております。

議 長
村 長

岡出村長

昨年が順調だったものですから、今年も期待を込めて予算化させていただいたものでありますけれども、実態をとらえながら予算化させていただきたいと思っております。

議 長
議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2 番高橋議員 日程第 20、意見書案第 12 号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の件を議題といたします。

議長 提案理由の説明を求めます。

2 番 高橋さん

2 番高橋議員 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提案理由を申し上げます。

議長 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

議長 政府の「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は 10 月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

議長 また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しています。生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであると考えます。

議長 日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に強く要請するため、菊地議員の賛成を得て提出するものです。

議長 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議長 質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議長 これから本案に対する討論を行います。

議長 討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議長 これから意見書案第 12 号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、意見書案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長 おはかりいたします。

議長 議事の都合により 12 月 11 日から 12 月 16 日までの 6 日間休会いたしたいと思っております。

議長 これにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、12 月 11 日から 12 月 16 日までの 6 日間休会すること

に決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(14 時 00 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 12 月 10 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ